

市税等納期一覧表広告掲載基準（平成２８年１２月２１日決裁）

（目的）

第１条 この基準は、関市の市税等納期一覧表の広告掲載に関して、関市広告掲載要綱（平成２０年関市告示第１４０号。以下「要綱」という。）第４条第２項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この基準における市税等納期一覧表とは、市が作成する市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）、保育料、留守家庭児童教室使用料、住宅使用料、介護保険料（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、学校給食費、上下水道使用料の納期をまとめて掲載した一覧表をいう。

（広告掲載の位置）

第３条 広告を掲載する位置は、市税等納期一覧表の表面とし、市が指定する位置とする。

（広告掲載の規格等）

第４条 広告掲載の規格及び広告枠の数は、別表１のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、別に定めることができる。

（広告の募集）

第５条 広告掲載の募集は随時行うものとし、募集期間については、その都度、市が定めるものとする。

（広告掲載した市税等納期一覧表の配布時期）

第６条 広告掲載した市税等納期一覧表の配布時期は、当該年度４月に配布するものとする。

（広告掲載した関市公用の料金）

第７条 広告の掲載料金は、別表１のとおりとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、別に定めることができる。

２ 広告主（広告代理店を含む。以下同じ）は、要綱第１１条第１項の規定による広告掲載の決定の通知（以下「広告掲載決定通知」という。）を受けたときは、その日から３０日以内に掲載料金を納入しなければならない。

（広告枠の取り扱い等）

第８条 複数の広告主が広告を希望し掲載可能の枠の数を超えるときは、抽選により審査対象者を決定する。

（広告の原稿）

第９条 広告掲載決定通知を受けた広告主は、市が指定する期日までに広告の完成原稿（電子データ）を提出しなければならない。

２ 広告の原稿の作成に係る費用は、広告主の負担とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 2 9 年 1 月 1 3 日から施行する。
この基準は、 令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
この基準は、 令和 7 年 8 月 1 8 日から施行する。

別表 1 (第 4 条、第 7 条関係)
広告掲載の規格及び広告枠の数

印刷物の名称	広告の規格	提出印刷色	発行部数	枠 数	広告料金
市税等納期一覧表 縦 210mm×横 297mm	縦 25mm×横 75mm	4 色刷り	27, 700 部	1	27, 700 円 (税込)